

旅費支給細則を次のように定める。

平成16年12月27日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

旅費支給細則

(目的)

第1条 この細則は、旅費規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第36号。以下「規程」という。）第27条に基づき、旅費の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の適用除外)

第2条 機構の役員及び職員（以下「役職員」という。）並びに役職員以外の者が用務により路程100km未満の旅行（赴任に伴う旅行を除く。）をする場合は、規程第3条の規定にかかわらず旅費を支給しない。

(旅費算出の起点駅等)

第3条 実際の路程が100km以上の旅行に係る旅費は勤務場所ごとに別表1に定める駅を起点として算出する。

2 機構の役職員以外の者に依頼する旅行に係る旅費については、旅行者の勤務先又は自宅の最寄駅等を起点及び終点として算出する。

(旅費の精算手続等)

第4条 規程第9条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令者の承認を得た場合を除く外、旅行の完了した日の翌日から起算して2週間とする。

(特定航空旅行)

第5条 規程第21条第1号アに規定する長時間にわたる航空路による旅行として別に定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本邦と次の地域を除いた地域との間の航空旅行 インドネシア、ベトナム、カンボジア、北朝鮮、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、ハワイ諸島、グアム、ウラジオストク、ハバロフスク及びユジノサハリンスク
- (2) 前号以外において、一の旅行区間における所要航空時間が8時間以上の航空旅行

(旅費の調整)

第6条 規程第25条に規定する旅費の調整は、次の各号に定めるところを基準として行うものとする。

- (1) 職員の職務又は職務の級が遡って変更された場合において、当該職員が既に行った旅行に係る旅費の増減は行わない。
- (2) 当該旅行に要する経費に充てるための資金の全部又は一部が機構以外から支給されるため、正規の旅費を当該職員へ支給することが適当でない認められる場合は、当該正規の旅費の額について機構以外の経費から支給される資金の額（旅費相当分に限る。）を減ずるものとする。
- (3) 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を利用する場合その他正規の旅費に満たない額で旅行することができる場合には、当該旅行の実情に応じ、正規の旅費のうちの鉄道賃、航空賃、船賃、車賃、日当又は宿泊料の額の全部又は一部を支給しないものとする。
- (4) 旅行者が旅行中の疾病により旅行先の医療施設等で療養したため、正規の旅費のうち所定の日当及び宿泊料を支給することが適当でない場合には、当該療養中の日当及び宿泊料の2分の1に相当する額を支給しないものとする。
- (5) 赴任に伴う実際の移転の路程が旧勤務場所から新勤務場所までの路程に満たない場合には、その実際の路程に応じた規程別表第2の2の移転料の定額を支給するものとする。

（旅行命令の取消等に伴う調整）

第7条 旅行命令の取消及び変更があった場合において、役職員が鉄道会社等にその旅行のために既に支出した金額があるとき又は支出しなければならない金額があるときは、鉄道賃、航空賃、船賃、若しくは車賃として、又は宿泊施設等の利用に係る予約料として支払った金額のうち、所要の払戻し手続きを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができなかつた額（当該旅行命令の取消及び変更に係る返納がなかつたとしたら旅費として支給されることとなる鉄道賃、航空賃、船賃、車賃又は宿泊料の額の範囲内に限る。）を支給するものとする。

附 則

この細則は、平成16年12月27日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成19年細則第8号）

この細則は、平成19年4月12日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成20年細則第4号）

この細則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年細則第3号）

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第10号） 抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第5号） 抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成31年細則第2号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 路程 100km以上の場合における起点駅

勤務場所	起点駅
札幌市内の勤務場所	JR札幌駅
仙台市内の勤務場所	JR仙台駅
横浜市内の勤務場所	JR長津田駅
東京都23区内の勤務場所	JR東京駅
名古屋市内の勤務場所	JR名古屋駅
大阪市内の勤務場所	JR大阪駅
広島市内の勤務場所	JR広島駅
福岡市内の勤務場所	JR博多駅